

決議第4号

議第27号 香芝市職員定数条例の一部を
改正することについての附帯決議（案）

上記の議案を、香芝市議会会議規則（平成4年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出し、次のとおり議決を求める。

令和4年3月24日提出

提出者

香芝市議会議員

眞鍋 亜樹

賛成者

香芝市議会議員

下村 佳史

中谷 一輝

芦高 清友

木下 充啓

議第 27 号 香芝市職員定数条例の一部を
改正することについての附帯決議（案）

議第 27 号の審議において、法令等の疑義が生じたことから、次の諸点について遅滞なく適切な措置を講じること。

一．香芝市は、保育所及び認定こども園の事務に関し、香芝市教育委員会に地方自治法第 180 条の 2 の規定により協議の上、補助執行を行わせるものであるが、事実確認では市長の権限までもが委任されており、法の趣旨を逸脱するものであり、遅滞なく適切な措置を講じること。

一．香芝市は、上記した補助執行にあたり、香芝市組織条例の所管事務に保育所及び認定こども園の事務について規定されていない。補助執行とは、権限までもが委任されている訳ではなく、法の趣旨を逸脱するものであり、遅滞なく条例等の適切な改正の措置を講じること。

一．香芝市職員定数条例では、香芝市よりも香芝市教育委員会の定数が大幅に上回り、適正ではないと議第 3 号の審議が行われた。その議第 3 号の撤回後に新たに提案された議第 27 号の趣旨も同じであり、補助執行において事務の大半を行わせることは適切ではなく、法の趣旨を逸脱するものであり、遅滞なく条例等の適切な改正及び組織の見直し等の措置を講じること。

以上、決議する。

令和 4 年 月 日

香芝市議会